会長		担当理事		会計	

埼医業Ⅰ第８１８号
令和４年７月２８日

郡市医師会長　　殿

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　登　坂　英　明）

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の
対応に係る本県の対応について（Ｑ＆Ａ）

標記のことについて、県保健医療部から別添のとおり通知がありました。

去る７月２２日付、埼医業Ⅰ第７７４号に関し、お問い合わせの多かった項目についてまとめたＱ＆Ａとなります。

つきましては、貴会管下会員あてご周知下さるようお願い申し上げます。

また、コロナに係る医療費の公費負担に関する情報を、埼玉県のホームページにまとめたとのことですので、医療機関におかれましては、ご確認いただけますようお願い致します。

※埼玉県ホームページ
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/pubexp.html

担　当：業務Ⅰ課　石田

埼加八潮医師会
収受
4.7.27
第476号

感対第 ６２０ －１号
令和４年７月２７日

一般社団法人埼玉県医師会
会長　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部感染対策課長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の
対応に係る本県の対応について(Q&A)

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応に係る本県の対応については、令和４年７月15日付け感対第５９６－１号（以降「埼玉県外来診療通知」とする。）においてお伝えしているところです。今般、別紙のとおりQ&Aを作成しましたので、お知らせいたします。

つきましては、本通知の内容を御了知いただき、貴会員の医療機関あて周知いただきますようお願いします。

感染症・新型インフルエンザ対策担当
ＴＥＬ：０４８－８３０－３５５７
Ｅｍａｉｌ：a7500-13@pref.saitama.lg.jp

別紙

Q1. 埼玉県外来診療通知１．（１）の取扱いの場合、公費負担についてはどうなるか。

A1. 医師の確定診断後の医療行為が、公費負担医療となる。具体的には、処方箋料、救急医療管理加算Ｉ等である。

医師の確定診断前に発生する、初・再診料（電話等を含む）、院内トリアージ実施料、二類感染症患者入院診療加算は公費の対象とならない。また、検体採取料、検体検査実施料、検体検査判断料は、医療機関において検査を実施していないため、保険診療としても算定することができない。

なお、埼玉県外来診療通知１．（２）の取扱いの場合も同様である。

Q2. 埼玉県外来診療通知１．（１）の取扱いの場合、重症化予防薬（ラゲブリオ、パキロビッド、中和抗体薬）を処方するためには、改めて医療機関で検査を実施することが必要か。

A2. 受診前に患者本人が検査した結果を、医師が十分に信頼できると判断する場合、医療機関で改めて検査を行うことなく、重症化予防薬を処方することができる。

なお、埼玉県外来診療通知１．（２）の取扱いの場合は、重症化予防薬を処方するには、改めて検査を行う必要がある。

Q3. 埼玉県外来診療通知１．（１）の取扱いにおいて、医療機関はどのように検査結果を確認すべきか。

A3. 患者が来院する場合には、でき得る限り、検査キット現物を持参してもらい、病院で回収することが望ましい。オンライン診療を行う場合にも、画面越しにキット実物を確認する等、確実に検査が陽性である旨を確認すること。電話診療を行う場合には、電話での口頭の確認だけでなく、E メール、FAX 等を使って、検査キットの画像等を確認すること。

Q4. 無症状者が、無料 PCR 検査会場で PCR 検査を行い、陽性となった場合、この検査結果を確定診断に用いることができるか。

A4. 用いることができる。検査結果については、本人に届くメール等で確認することができる。

なお、無症状者が、無料 PCR 検査会場で抗原定性検査を行い、陽性となった場合、この結果のみで確定診断を行うことは推奨されないため、医療機関等で再度 PCR 検査相当の検査を実施すること。

検査促進枠交付金を活用した検査無料化の実施に関するＱ＆Ａ（第６版）（内閣官房）

Ｑ６－３ 交付金の事業、ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査のために行った検査の結果が陽性であった場合、検査機関が当該検査結果を連携医療機関に連絡し、連携医療機関の医師が本人の状況を確認（診断）して陽性判断を行うことはできるか。

検査結果通知書等に記載された結果それ自体を確定診断として取り扱うことはできない。ただし、PCR 検査等（LAMP 法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。）による検査結果については、当該結果も踏まえつつ、医師が自ら対面、オンライン等で診断を行い、陽性の確定診断を行うことは可能。

なお、無症状者に対する抗原定性検査による検査結果は、確定診断のために用いることは推奨されない。